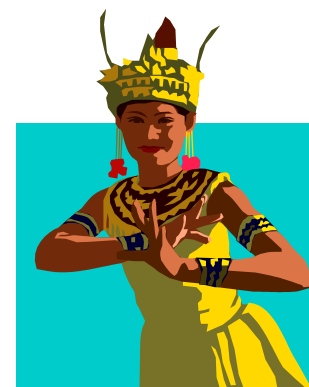
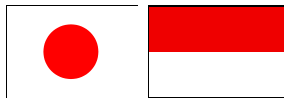


インドネシア事業からの撤退





自己紹介

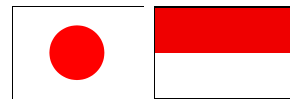


- 1975/4～1998/6 ヤマハ(株)入社 インドネシア工場立上支援部門配属
- 1998/6～1987/3 インドネシア工場生産課長 電子鍵盤楽器の組立生産
- 1987/3～1995/7 インドネシア工場長 電子楽器、ピアノ、ギターの輸出拠点化
- 1995/8～2005/3 帰国、インドネシアを普及品の生産拠点化するプロジェクト
- 2005/3～現在 ヤマハ退職、インドネシア進出サポートコンサルタントとして独立
インドネシア語翻訳・通訳
静岡大学客員教授、専修大学客員講師
独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)専門家
独立行政法人 中小企業基盤整備機構アドバイザー
一般社団法人海外事業支援センター(OBAC)アドバイザー
一般財団法人海外産業人材育成協会(AOTS)講師
一般社団法人日本インドネシアビジネス協会(ABJI)理事
などを経歴し、これまでのインドネシア進出支援企業数は約100社

インドネシアとの関わりも48年になりました



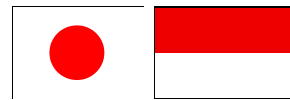
セミナー要旨



- インドネシアで事業を展開するために現地法人を清算して現地から撤退せざるを得ない事例にいくつか関わって来ました。
- 撤退の理由と時期は様々ですが、決断を下してから全ての処理が済むまでは多くの時間と労力、そしてそれに伴う費用を余儀なくされます。
- 出来るだけスムーズに事を運び、撤退に伴う損失を最小限に抑えるため、本セミナーでの解説がお役に立てれば幸いです。



目次



I. 全体スケジュール

II. 会社清算準備

1. 関係者合意
2. 在庫処分
3. 固定資産処分
4. 賃貸物件処分
5. 労務手続
6. 最終決算処理

III. 会社清算手続

7. 法務手続
8. 税務手続

IV. インドネシア会社法第10章

法人としての会社の解散、清算および終了

第142条 解散の手続き

第143条 清算中の取り扱い

第144条 解散の決議

第145条 会社の存続期間

第146条 解散の要求

第147条 解散の通知

第148条 清算人の責任

第149条 清算人の義務

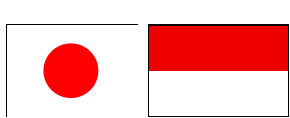
第150条 債権者による請求

第151条 清算人の解任

第152条 法人資格の消滅

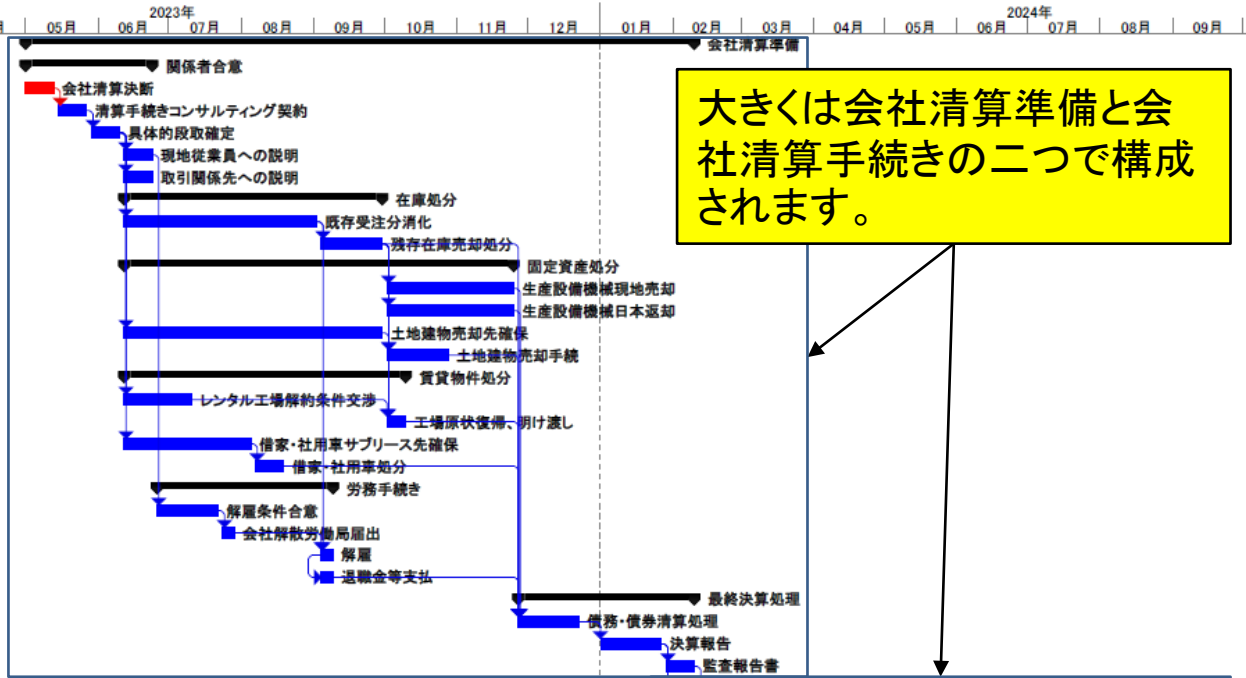


全体スケジュール

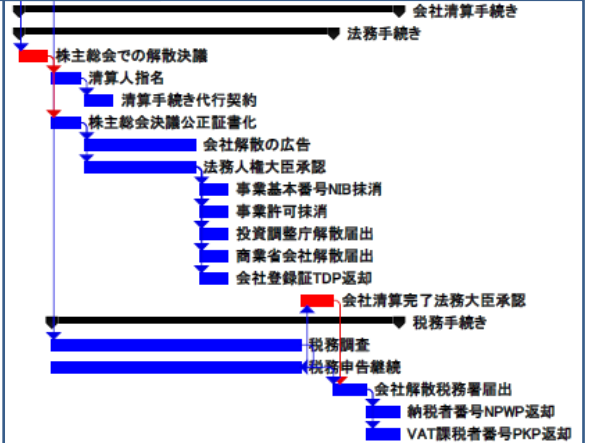


20230125_インドネシア会社清算スケジュール.mpp

ID	タスク名	期間	開始日	終了日	先行タスク	リソース名
1	会社清算準備	205日	23/05/01 (月)	24/02/09 (金)		
2	関係者合意	40日	23/05/01 (月)	23/06/23 (金)		
3	会社清算決断	10日	23/05/01 (月)	23/05/12 (金)		
4	清算手続きコンサルティング	10日	23/05/15 (月)	23/05/26 (金)	3	
5	具体的段取確定	10日	23/05/29 (月)	23/06/09 (金)	4	
6	現地従業員への説明	10日	23/06/12 (月)	23/06/23 (金)	5	
7	取引関係先への説明	10日	23/06/12 (月)	23/06/23 (金)	5	
8	在庫処分	80日	23/06/12 (月)	23/09/29 (金)		
9	既存受注分消化	60日	23/06/12 (月)	23/09/01 (金)	5	
10	残在庫売却処分	20日	23/09/04 (月)	23/09/29 (金)	9	
11	固定資産処分	120日	23/06/12 (月)	23/11/24 (金)		
12	生産設備機械現地売却	40日	23/10/02 (月)	23/11/24 (金)	10	
13	生産設備機械日本返却	40日	23/10/02 (月)	23/11/24 (金)	10	
14	土地建物売却先確保	80日	23/06/12 (月)	23/09/29 (金)	5	
15	土地建物売却手続	20日	23/10/02 (月)	23/10/27 (金)	14,10	
16	賃貸物件処分	86日	23/06/12 (月)	23/10/09 (月)		
17	レンタル工場解約条件交渉	21日	23/06/12 (月)	23/07/10 (月)	5	
18	工場原状復帰、明け渡し	6日	23/10/02 (月)	23/10/09 (月)	10,17	
19	借家・社用車サブリース先確保	40日	23/06/12 (月)	23/08/04 (金)	5	
20	借家・社用車処分	10日	23/08/07 (月)	23/08/18 (金)	19	
21	労務手続き	55日	23/06/26 (月)	23/09/08 (金)		
22	解雇条件合意	20日	23/06/26 (月)	23/07/21 (金)	6	
23	会社解散労働局届出	5日	23/07/24 (月)	23/07/28 (金)	22	
24	解雇	5日	23/09/04 (月)	23/09/08 (金)	23,9	
25	退職金等支払	5日	23/09/04 (月)	23/09/08 (金)	24,SS	
26	最終決算処理	55日	23/11/27 (月)	24/02/09 (金)		
27	債務・債券清算処理	20日	23/11/27 (月)	23/12/22 (金)	10,20,12	
28	決算報告	20日	24/01/01 (月)	24/01/26 (金)	27	
29	監査報告書	10日	24/01/29 (月)	24/02/09 (金)	28	
30	会社清算手続き	116日	24/01/29 (月)	24/07/08 (月)		
31	法務手続き	96日	24/01/29 (月)	24/06/10 (月)		
32	株主総会での解散決議	10日	24/01/29 (月)	24/02/09 (金)	28	
33	清算人指名	10日	24/02/12 (月)	24/02/23 (金)	32	
34	清算手続き代行契約	10日	24/02/26 (月)	24/03/09 (金)	33	
35	株主総会決議公正証書化	10日	24/02/12 (月)	24/02/23 (金)	32	
36	会社解散の広告	35日	24/02/26 (月)	24/04/12 (金)	35	
37	法務人権大臣承認	35日	24/02/26 (月)	24/04/12 (金)	35	
38	事業基本番号NIB抹消	10日	24/04/15 (月)	24/04/26 (金)	37	
39	事業許可抹消	10日	24/04/15 (月)	24/04/26 (金)	37	
40	投資調整庁解散届出	10日	24/04/15 (月)	24/04/26 (金)	37	
41	商業省会社解散届出	10日	24/04/15 (月)	24/04/26 (金)	37	
42	会社登録証TDP返却	10日	24/04/15 (月)	24/04/26 (金)	37	
43	会社清算完了法務大臣承認	10日	24/05/28 (火)	24/06/10 (月)	46	
44	税務手続き	106日	24/02/12 (月)	24/07/08 (月)		
45	税務調査	76日	24/02/12 (月)	24/05/27 (月)	29	
46	税務申告継続	76日	24/02/12 (月)	24/05/27 (月)	45,FF	
47	会社解散税務署届出	10日	24/06/11 (火)	24/06/24 (月)	43,46	
48	納税者番号NPWP返却	10日	24/06/25 (火)	24/07/08 (月)	47	
49	VAT課税者番号PKP返却	10日	24/06/25 (火)	24/07/08 (月)	47	

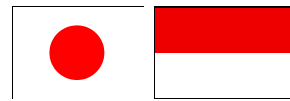


このスケジュールは最短ケースの場合であり、実際は企業形態、規模、事業内容および開始時期などにより変わって来ます。





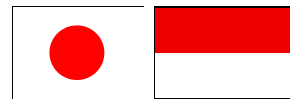
1. 関係者合意



- ① 会社清算決断
 - 最終的には3/4を超える株主による決議となる。
 - 労働組合あるいは従業員代表からの事前の合意も得る。
- ② 清算手続きコンサルティング契約
 - 会社清算処理に慣れた現地のコンサルティング会社を探し契約する。
- ③ 具体的段取確定
 - コンサルティング会社の指導の下に全処理完了までの詳細スケジュールを作成する。
- ④ 現地従業員への説明
 - 会社清算の理由を納得が得られるまで説明する。
 - 上記詳細スケジュールを基に解雇までの予定を説明する。
- ⑤ 取引関係先への説明
 - インドネシアおよび日本の取引先に対して上記スケジュールの概要を説明し、手続き上での協力を依頼する。



2. 在庫処分



① 既存受注分消化

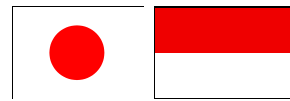
- 取引先への説明の後に、新規受注を停止し、注残分の生産を消化する計画を立て、出来るだけ速やかに生産活動を終了させる。

② 残存在庫売却処分

- 生産活動を終了した後に残った原材料の売却先を探し、出来るだけ速やかに工場あるいは倉庫の建屋を空けて売却に備える。



3. 固定資産処分



- ① 生産設備機械現地売却
 - 日本に戻す必要のない設備機械を現地で売却するための購入先を探す。
 - 売却出来ない物は廃棄処分とする。

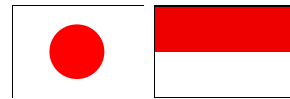
- ② 生産設備機械日本返却
 - 日本から輸入した設備機械で、日本で再利用出来る物は日本に輸出する。
 - 輸出手続きや日本での輸入手続きに慣れた海運業者と契約する。

- ③ 土地建物売却先確保
 - 土地建物が自社物件の場合は土地・建物、あるいは土地のみの売却先を探す。

- ④ 土地建物売却手続
 - 土地の売却手続については土地証書作成公証人(PPAT)と契約して委託する。



4. 賃貸物件処分



- ① レンタル工場解約条件交渉
 - 生産活動終了タイミングを前提にしてレンタル契約解消の交渉をする。

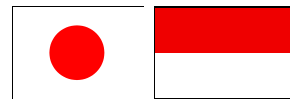
- ② 工場原状復帰、明け渡し
 - レンタル契約に従い建屋や付帯設備の原状復帰を行い、生産活動終了と在庫売却完了のタイミングで明け渡す。

- ③ 借家・社用車サブリース先確保
 - 契約期間が残っている借家やリースの社用車の解約手続き、あるいはサブリース先確保を進める。

- ④ 借家・社用車処分
 - 清算手続きの進捗に合わせて帰国などで不要となる借家や社用車を処分する。



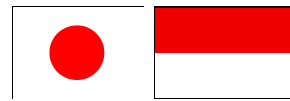
5. 労務手続



- ① 解雇条件合意
 - 【労働法第Ⅻ章雇用関係の終了】に定める規定に従い合意を得る。
- ② 会社解散労働局届出
 - 管轄する地方政府内労働監督局に会社解散による解雇を届け出る。
- ③ 解雇
 - 予め合意されていた日を持って解雇する。
- ④ 退職金等支払
 - 就業規則あるいは労働協約で定められた解雇手当などに基づき予め合意された退職金を支払う。



6. 最終決算処理



① 債務・債券清算処理

- 取引先ならびに本社間との債務および債権を清算する。
- 債権者に対する債務の返済については【会社法第150条債権者による請求】の定めるところに従う。

② 決算報告

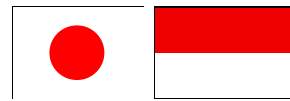
- 会社清算手続きに入る前の最後の決算報告を行う。
- 資本金として現金資産のみ残っている状態を目指す。
- 現金資産は清算処理期間の費用として活用される。

③ 監査報告書

- 最後の税務調査を受けるために作成する。



7. 法務手続き



- ① 株主総会での解散決議
 - 【会社法142条解散の手続き/第144条解散の決議】に定める規定に従い解散決議を行う。

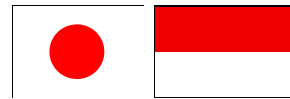
- ② 清算人指名
 - 【会社法第142条解散の手続き】に定める規定に従い清算人/管財人を指名して契約する。

- ③ 株主総会決議公正証書化、会社解散の広告、法務人権大臣承認
 - 【会社法第147条解散の通知】に定める規定に従い法務人権大臣承認を得る。
 - その後に以下の許認可を抹消または返納する。
 1. 事業基本番号NIB抹消
 2. 事業許可抹消
 3. 投資調整庁解散届出
 4. 商業省会社解散届出
 5. 会社登録証TDP返却

- ④ 会社清算完了法務大臣承認
 - 税務調査が完了した時点で会社清算処理は全て終わる。



8. 税務手続き



① 税務調査

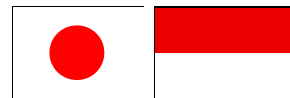
- 最終年度の監査報告書に基づき税務調査を受ける。
- 還付請求中で未納の税金もこの期間中に処理する。

② 税務申告継続

- 会社清算中も源泉徴収申告および確定申告を継続する。

③ 会社解散税務署届出

- 税務調査が完了したことの法務人権大臣の承認を得る。
- その後に以下の番号を返却抹消する。
 1. 納税者番号NPWP返却
 2. VAT課税者番号PKP返却



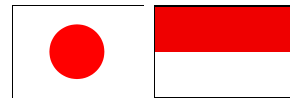
- 第142条 解散の手続き
- 第143条 清算中の取り扱い
- 第144条 解散の決議
- 第145条 会社の存続期間
- 第146条 解散の要求
- 第147条 解散の通知
- 第148条 清算人の責任
- 第149条 清算人の義務
- 第150条 債権者による請求
- 第151条 清算人の解任
- 第152条 法人資格の消滅

インドネシア会社法第10章

法人としての会社の解散、清算および終了



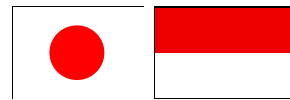
第142条 解散の手続き



- (1) 会社の清算は以下により発生する：
 - a. 株主総会の決議に基づき；
 - b. 定款に定められた会社の存続期間の終了により；
 - c. 裁判所の命令に基づき；
 - d. 商業法廷の拘束力のある命令に基づき取り消された倒産宣言、ならびに会社の倒産資産が倒産コストを支払うのに十分でないことにより；
 - e. 会社の倒産資産が倒産ならびに負債支払保留に関連する法律で規定される返済不能の状態にあることが宣言されていたことにより；あるいは
 - f. 会社の事業許可の取り消しの結果、会社が一般的な規制に則り清算を行うことを義務付けられたことによる。
- (2) (1)項で述べられた会社の解散が発生した場合：
 - a. 解散に引き続き清算人あるいは管財人による清算が行われる；そして
 - b. 清算の目的で会社の事業の全てを整理することが要求された場合を除き、会社は如何なる合法活動も行う能力を持たない。
- (3) 株主総会の決議に基づき解散となった場合、定款に設定された存続期間は終了し、あるいは商業法廷の命令に基づく破産の取り消しにより、そして株主総会が清算人を指名しないことにより、取締役会が清算人として行動する。
- (4) 会社の解散が(1)項で述べられた倒産の取り消しに基づいて起きた場合、商業法廷は、同時に、倒産ならびに負債支払義務の保留に関連する法律に表記された条項に鑑み管財人の期限を決定する。
- (5) (2)項文字bで述べられた条項が破られた場合、取締役会のメンバー、監査役会のメンバー、ならびに会社は共同で、あるいは個別に責任を負う。
- (6) 取締役会のメンバーについての指名、停職、解任、権限、義務、責任、そして監督に関連する条項は、清算人についても同様に適用される。



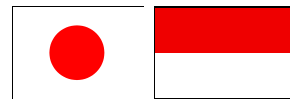
第143条 清算中の取り扱い



- (1) 会社の解散は、清算の完了および清算人の報告が株主総会あるいは裁判所により受理されるまで、会社が法人としての資格を失うことにはならない。
- (2) 解散に伴い、『清算中』の標記が会社から出される文書に添付される。



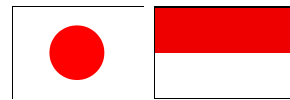
第144条 解散の決議



- (1) 取締役会、監査役会、あるいは投票権を持つ株式総数の少なくとも(壱拾分の壱)1/10を代表する(壱)1名以上の株主は、株主総会に対して会社の解散に関連する提案を提出することが出来る。
- (2) 会社の解散に関連する株主総会の決議は、第87条(1)項ならびに第89条に述べられた条項に則り採択される場合に有効となる。
- (3) 会社の解散は、本件を定めた株主総会決議の日付で有効となる。



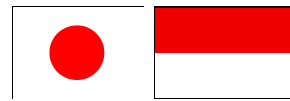
第145条 会社の存続期間



- (1) 会社の解散は、定款に定められた会社の存続期間が経過した時点で合法的に発生する。
- (2) 会社の存続期間が経過した後の遅くとも(参拾)30日の期間内に、株主総会は清算人の指名を決議する。
- (3) 取締役会は、定款に表記された会社の存続期間が経過した後は、会社を代表して合法活動を行うことはない。



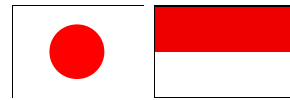
第146条 解散の要求



- (1) 地方裁判所は以下からの要求により会社を解散させることができる：
 - a. 会社は公共の利益を犯した、あるいは会社は規制を犯すことになる活動を実践したとの理由に基づく検察事務所からのもの；
 - b. 設立証書が不備であることが見付かったとの理由に基づく関係者からのもの；
 - c. 会社をこれ以上運営するのが不可能であるという理由に基づく株主、取締役会、あるいは監査役会からのもの；
- (2) 裁判所の命令には、清算人の指名も表記される。



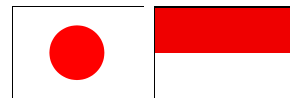
第147条 解散の通知



- (1) 会社解散の日付から遅くとも(参拾)30日の期間内に、清算人は以下に対して通知することが義務付けられる:
 - a. 会社の解散に関連する全ての債権者に、新聞ならびにインドネシア共和国の官報で会社の解散を告知する;そして
 - b. 会社の解散を大臣に、会社は清算中であることを会社登記簿に登録されるべく通知する。
- (2) (1)項文字aで述べられた新聞ならびにインドネシア共和国の官報での解散の通知は以下からなる:
 - a. 会社の解散およびその法的根拠;
 - b. 清算人の名前および住所;
 - c. 要求を申請する手続き;そして
 - d. 要求を申請する期間
- (3) (2)項文字dで述べられた支払のための要求を申請する期間は、(1)項で述べられた告知の日付から(六拾)60日とする。
- (4) (1)項文字bで述べられた大臣への通知は、以下の証拠を同封する:
 - a. 会社解散の法的根拠;そして
 - b. (1)項文字bで述べられた新聞での債権者への通知。



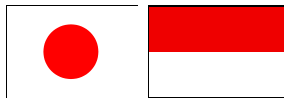
第148条 清算人の責任



- (1) 第147条で述べられた債権者ならびに大臣への通知が実施されなかった場合、会社の解散は第三者にとっては有効とはならない。
- (2) (1)項で述べられた通知を行うことの清算人の怠慢の場合は、清算人は会社と共同であるいは個別に第三者が蒙った損失に対する責任を負う。



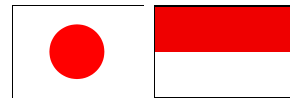
第149条 清算人の義務



- (1) 清算の処理期間中の会社資産の整理を行う上での清算人の義務には以下の実践もある：
 - a. 会社の資産および負債の登録と収集；
 - b. 清算結果を勘案した資産分配の計画に関連する新聞紙上ならびにインドネシア共和国官報での告知；
 - c. 債権者に対する支払；そして
 - d. 全ての株主に対する残存資産の支払；そして
 - e. 資産整理の実施の目的に必要なその他の手段。
- (2) 清算人が、会社の負債が会社の資産よりも大きいと試算した場合、清算人は、規制により特に表記されない限り、会社の倒産に関連する要求を申請することが義務付けられ、身元および住所が知られている全ての債権者は、法廷の外で行われるべき整理について合意する。
- (3) 債権者は、(1)項文字bで述べられた告知日から遅くとも(六拾)60日の期間内に、清算の結果である会社の資産を配分する計画に対して異議を申し立てることが出来る。
- (4) (3)項で述べられた異議の申し立てが清算人により却下された場合、債権者はその却下の日付から遅くとも(六拾)60日の期間内に地方裁判所に要求を申請することが出来る。



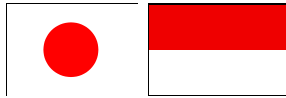
第150条 債権者による請求



- (1) 第147条(3)項で述べられた期間に則り支払の要求を申請しており、そして清算者により却下されて来た債権者は、その却下の日付から遅くとも(六拾)60日の期間内に地方裁判所に要求を申請することが出来る。
- (2) 支払の要求を申請して来なかった債権者は、第147条(1)項で述べられた、会社の解散が告知された時から(貳)2年の期間内に地方裁判所を通じてそのような問題を申請することが出来る。
- (3) (2)項で述べられた債権者により申請される要求は、株主に分配された清算の結果としての残存資産がある場合に行われることがある。
- (4) 清算の結果としての残存資産が株主に分配され、(2)項で述べられた債権者にとっての売掛金がある場合、地方裁判所は株主に分配された資産を残存資産を再収集するよう清算人に指示する。
- (5) 株主は、売掛金の総額に対する受取額の比率で、(4)項で述べられた清算の結果としての残存資産を返還することが義務付けられる。



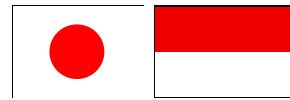
第151条 清算人の解任



- (1) 清算人が第149条で述べられた義務を実践することが不可能な場合、関係者からの要求に基づき、あるいは検察事務所からの要求に基づき、地方裁判所の長官は新しい清算人を指名し、現在の清算人を解任することが出来る。
- (2) (1)項で述べられた清算人の終了は、本人の事情聴取のために件の人間が招聘された後に行われる。



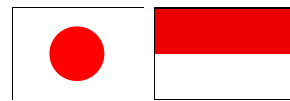
第152条 法人資格の消滅



- (1) 清算人は会社の清算のために自身を指名した株主総会あるいは地方裁判所に対して責任を負う。
- (2) 管財人は会社の清算についての監督判事に対する責任を負う。
- (3) 清算人は、株主総会が清算人の全任務を解いた後、あるいは地方裁判所が指名された清算人の報告書を受理した後、大臣に報告し、新聞紙上で清算処理の最終結果を告知することが義務付けられる。
- (4) (3)項で述べられた条項は、監督判事により受理された報告書の管財人にも適用される。
- (5) 大臣は、(3)項および(4)項で述べられた条項が達成された後、会社の法人としての資格の消滅を登録し、会社登記簿からその会社の名前を消去する。
- (6) (5)項で述べられた条項は、吸収合併、合併、あるいは分割による法人としての会社の資格の消滅にも適用される。
- (7) (3)項ならびに(4)項で述べられた通知および告知は、清算人あるいは管財人の報告書が株主総会、裁判所、あるいは監督判事により受理された日付の遅くとも(参拾)30日の期間内に行われる。
- (8) 大臣はインドネシア共和国の官報にて法人としての会社資格の消滅を告知する。



最新のインドネシア情報はこちらから



インドネシア進出サポート公式サイト <https://www.hmkt.jp/>

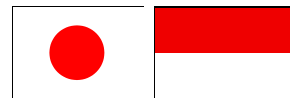
- インドネシア進出準備から撤退までの要点を簡潔にまとめたサイト(Googleトップランキング)

インドネシア最新情報ブログ <http://blog.livedoor.jp/kojindonesia/>

- あらゆる分野での情報を毎日、どんなメディアよりも早く紹介

教えて、小野先生 <https://abji.hamazo.tv/e9372595.html>

- 毎月第三水曜日7:00-8:00に開催されるインドネシアについてのオンライン勉強会



ご清聴ありがとうございました
ここからは質疑応答です